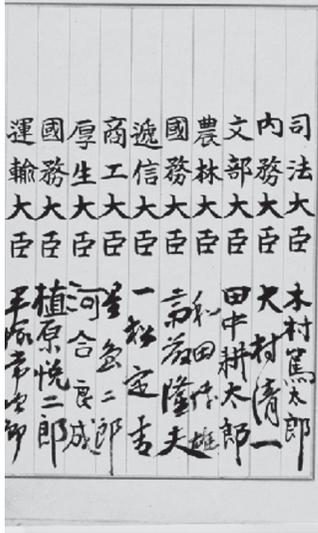
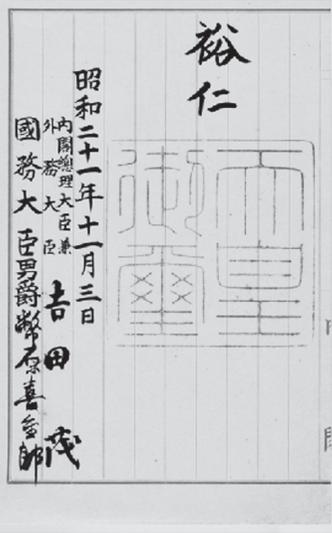


日本国憲法原本（1947年5月3日施行）



日本国憲法の成り立ちについて ——押しつけ憲法論のまやかし——

吉田 栄司



はじめに

現憲法はアメリカによって占領下に押しつけられたものだから自主憲法の制定が必要であり、自衛軍の保持が必要である、と安倍首相は主張している。しかし、押しつけ憲法論が9割9分まやかしであることは、現憲法の成り立ちをつぶさに追うことによって明らかになる。その確認作業の前に、現憲法制定が敗戦の結果だということも押さえ直したい。

日本国憲法制定の前提状況

明治期の半ば1889年2月11日すなわち記紀を根拠に帝国の紀元節とされた日に、明治天皇の発布によって成立した大日本帝国憲法は、天皇が帝国の「統治権」「総攬」者であり、帝国議会が天皇の立法権に「協賛」し、國務各大臣が天皇の大権行使を「輔弼」し、その陸海軍「統帥」権を独立させ、裁判所が司法権を「天皇の名に於いて」行使すると定めていた。いわゆる外見的立憲主義の採用である。

この憲法の下、帝国は1894年の日清戦争から日露戦争さらに韓国併合やシベリ

ア出兵を重ね、1931年の満州事変から1941年の真珠湾攻撃以降のいわゆる「大東亜戦争」にいたる戦争に次ぐ戦争の歴史を刻んだという事実を、まずは確認すべきであろう。また、この「大東亜戦争」が、「枢軸国」としての帝国の自衛のために、そして大東亜共栄すなわち全アジアの繁栄のために、「連合国」に敵対した「聖戦」であったか否かの評価を別として、日本で2百万人以上、アジアで2千万人以上の死者を生じさせたという事実も確認し直すべきである。

1945年8月、昭和天皇は「朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ」との詔書を発し、ポツダム宣言すなわち「日本國ノ降伏條件ヲ定メタル宣言」を受諾して「大東亜戦争」は終結した。8月末に連合国最高司令官マッカーサー以下が進駐し、9月に入って東京湾の米戦艦ミズーリ号上にて上記米英支蘇のみならず仏蘭加豪乳の代表も加わる降伏文書調印が行なわれている。13項目に亘るポ宣言は、9項で「軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレ」るべきこと、10項で「民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去」し、「基本的

人権ノ尊重ハ確立セラルルべきこと、12項で「國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルル」べきこと等を規定していた。これを受けてGHQは10月以降、女性参政の実現、労働組合の奨励、教育制度の改革、思想統制の廃止、財閥解体の解体、農地解放の実現等の政策を矢継ぎ早に提起した。併せて、大正デモクラシー期に外務大臣を歴任したのち引退を余儀なくされていた老齡の幣原喜重郎が首相に任命されると、GHQは彼に対して帝国憲法の改正を指示し、幣原は松本丞治国務大臣の下に「憲法問題調査委員会」を設置したのである。

憲法改正案の作成過程

松本委員会は、大日本帝国憲法の基本構造を変更する必要はないと考え、1945年12月の「神道指令」と翌46年元旦の昭和天皇の「人間宣言」を踏まえ、3条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」を「至尊ニシテ侵スヘカラス」に改め、11条の天皇の統帥権の対象としての「陸海軍」を「軍」に改め、33条の「貴族院」を勅選または選挙による「参議院」に改める等、34項目に亘る「憲法改正要綱」を秘密裏に取りまとめ、1946年2月8日にGHQに提出した。しかし、実は2月1日に毎日新聞が松本委員会内部で並行審議されていた3案の一つをスクープして公表するという事件が起こっていた。GHQは、この案がポ宣言の要請に添わない保守的な内容だと判

断し、日本政府案を修正する方針からGHQ案を作成して日本政府に修正させる方針に急きょ転換することとしたのである。

理由は2点あったとされている。一つは、天皇の戦争責任を追及すべきだとするソ連やオーストラリアの代表を含む極東委員会が、前年8月末から6ヵ月後となる2月末以降、日本占領の責任主体となる日程が差し迫っていたこと、他の一つは、日本国内の各政党や民間においてポ宣言の内容にも添う各種の改正法案が公表されており、政府案を争点とする初の女性参政を認める衆議院総選挙が3月末に実施される日程となっていたことである。マッカーサーは2月4日に、天皇を存置すること、戦争を放棄すること、貴族を廃止することを3項目ノートとして民政局に提示し、

夜に日を次ぐ原案作成作業が続けられ、2月13日に日本政府に提示されることとなった。吉田茂外務大臣と松本丞治国務大臣に92カ条のマ草案を手交した際の民政局長の発言公式メモによれば、マッカーサーが天皇を戦犯として取り調べるべきとする他国の圧力から天皇を守ろうとしていること、敗戦国日本が

世界に対して恒久平和への精神的リーダーシップをとる機会を提供しようとしていること、日本の諸政党や憲法研究会等民間の憲法改正案を参考していること、連合諸国が日本国民のために要求している基本的自由をこの文書が与えようとしていること、この文書を幣原内閣が自らの案として国民に提示しな

いならばこちらから日本国民に提示するつもりであること、等が伝えられたとされている（高柳ほか編著『日本国憲法制定過程1』327頁以下）。松本大臣らは動揺をもってこれを受け止めており、この動揺こそが「押しつけ」論の出発点である。

しかし、幣原内閣は、天皇の存置と戦争の放棄を不可分一体と判断し、2月後半にかけてGHQと綿密なやり取りを続け、一院制を二院制に戻す等の案を109カ条にまとめ直し、改めてGHQとの間で逐条審議を行なうて95カ条の「憲法改正草案要綱」3月6日案として新聞紙上で公表した。新聞各社や諸政党が驚愕をもってほぼ全面的にこれを評価したことは、あれこれの資料の示すところである。

この要綱の条文化の作業と並行して、「路傍の石」等で著名な作家山本有三や国語学者安藤正次らの進言により、漢字片仮名文の口語化作業も進められ、政府は初の女性参政の下での定数466の衆議院総選挙を4月10日に実施し、4月17日に最終的「憲法改正草案」100カ条を英訳と共に公表した。

それが翌朝の新聞各紙に報道されたが、朝日新聞は、「劃期の憲法案正文・平仮名で口語体・民主日本の性格を示す」との見出しを付している。諸政党や諸新聞は、この政府案に押しつけという不本意感をまったく抱いていない。5月27日付毎日新聞による世論調査結果は、1章の象徴天皇制の支持85%、2章

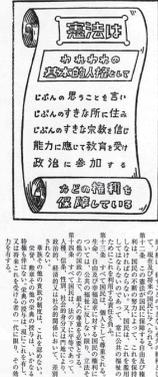
の戦争放棄の支持70%というデータを残している。

日本国憲法案の審議過程

衆議院総選挙後の4月22日に幣原内閣が総辞職し、5月22日に吉田茂内閣が成立し、枢密院が6月8日に無修正で憲法改正案を可決したことを受け、第90帝国議会が6月20日に召集され、初の女性議員39名や共産党議員5名を含む衆議院において審議が開始された。

この衆議院および貴族院における自由な審議によって、前文の全4段および本文の実に30カ条以上に文言修正が施されたという事実はあまり知られていない。6条2項、10条、

15条3項、17条、25条1項、30条、40条、59条2項、66条2項、98条2項の追加と旧97条の削除を含め、衆貴両院の個別の修正内容にここで論究する余裕はないが、高野岩二郎(統計学者、社会運動家)らの案にも則し、とりわけ前文と1条に国民主権原理が明定され、17



条に国家賠償請求権、25条1項に生存権、40条に刑事補償請求権が新たに追加されたことは強調し直しておきたい。貴族院でのさらなる修正が改めて衆議院

に回付され、10月7日の本会議において圧倒的多数の起立をもってすべてに同意する旨が確認され、吉田茂首相が「本案ハ三箇月余ニ亘リ、衆議院及ビ貴族院ノ熱心慎重ナル審議ヲ経マシテ、適切ナル修正モ加ヘラレ、茲ニ新日本建設ノ礎タルベキ憲法改正案ノ確定ヲ見ルニ至リマシタコトハ、国民諸君ト共ニ洵ニ欣ビニ堪ヘナイ所デアリマス(拍手)」(衆議院議事速記録54号)と挨拶した、という事実も確認しておきたい。また、とりわけ9条に

関し、1946年6月26日の衆議院本会議における吉田茂首相の、過去から未来を展望する次の答弁にも注目すべきであろう。
すなわち、「戦争放棄ニ關スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛權ヲ否定ハシテ居リマセヌガ、第九條第二項ニ於テ一切ノ軍備ト國ノ交戰權ヲ認メナイ結果、自衛權ノ發動トシテノ戰爭モ、又交戰權モ拋棄シタモノデアリマス、從來近年ノ戰爭ハ多ク自衛權ノ名ニ於テ戰ハレタノデアリマス、滿洲事變然リ、大東亞戰爭亦然リデアリマス、…：我が國ニ於テハ如何ナル名義ヲ以テシテモ交戰權ハ先ヅ第一自ラ進ンデ拋棄スル、…：全世界ノ平和愛好國ノ先頭ニ立ツテ、世界ノ平和確立ニ貢獻スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フデアリマス」(衆議院議事速記録6号)と。

吉田茂首相が、講和条約の成立によって再独立を獲得した後についても憲法再改正の必要なし、と繰り返し内外に明らかにしていたという事実も、あまり知られていないかと思

われる。
まとめにかえて
日本国憲法施行直後の1947年8月2日発行の文部省作成中学校社会科教科書『あたらしい憲法のはなし』は、戦力不保持を定めた9条に関して、「みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は、正しいことを、ほかの国よりさきに行つたので」と書いていたが、朝鮮戦争勃発直前の1950年4月からは副読本に格下げされ、サンフランシスコ講和条約および日米安保条約の締結後の1952年4月以降は全国の中学校現場から完全に姿を消されている。つまり、日本政府は、東西緊張の高まりを背景に、まさにアメリカの政財界の要請をも受けて大きく右旋回を始め、吉田茂首相自身が警察予備隊創設以降いわば憲法の捻じ曲げを「押しつけ」られ始めたといつてよい。
上述のとおり、日本国憲法はポ宣言を前提とする世界憲法史的最先端のマッカーサー草案を、日本政府もあれこれ修正し、女性議員を含む国民の代表が十分に審議修正して成立させたものであり、広く国民に受け入れられていた。旧憲法信奉者のみがこれを本意に「押しつけ」と受け止め続け、安倍首相はその立場に与することを表明していることとなる。
(よしだ・えいじ／関西大学法学部教授・憲法担当
九条の会おおさか事務局長)